

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。  
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成29年度

## 行政監査結果報告書

プロポーザル方式による契約について

平成30年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、平成 29 年度行政監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 19 日

新宿区監査委員	岩 田	一 喜
同	濱 田	幸 二
同	白 井	裕 子
同	有 馬	としろう

# 目 次

## I 監査の概要

第1	監査のテーマ	1
第2	監査の趣旨	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の対象部局	2
第5	監査の期間	2
第6	監査の方法	2
第7	監査の着眼点	2

## II 監査対象の状況

第1	地方公共団体の契約	3
1	契約の原則	3
2	契約の種類	3
第2	プロポーザル方式による契約	5
1	法的根拠	5
2	運用規程	5
3	契約金額	5
4	契約の概況	6
第3	プロポーザル方式による契約の実施状況	8
1	実施体制の整備	8
2	事業者の募集	10
3	事業者の選定	13
4	審査結果の公表	17
5	契約の検証	18

## III 監査の結果

第1	総括意見	19
第2	着眼点別意見	19
1	対象業務の適用範囲	19
2	実施体制の整備	20
3	事業者の募集	20
4	事業者の選定	21

5	審査結果の公表	22
6	契約の検証	22

第3	今後に向けて	23
----	--------	----

## 資料等

別表	監査委員による質問実施状況	25
資料1	プロポーザル方式による契約一覧	26
資料2	プロポーザル方式の手順等について	31

# I 監査の概要

# I 監査の概要

## 第1 監査のテーマ

プロポーザル方式による契約について

## 第2 監査の趣旨

地方公共団体における契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条第1項において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」としている。また、同条第2項において「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定められており、一般競争入札による契約を原則としている。

他方、本区では、高度な創造性及び専門的な技術を必要とする業務について、複数の事業者から企画提案を求め、最も優れた者と契約するプロポーザル方式(随意契約の一手法)による契約が各行政分野で活用されている。

しかし、当該方式による契約は、法が定める競争入札を原則とする契約方式の例外であることから、適正な運用が求められるところである。

そこで、今回の監査は、平成16年度及び平成21年度に監査した業者指定による随意契約のうち、プロポーザル方式による契約に焦点を当て、契約の透明性、公平性、競争性及び有効性の観点から検証し、今後の適正な契約事務に資するため実施するものである。

## 第3 監査の対象

### 1 監査の対象

- (1) 平成28年度又は27年度にプロポーザル方式により事業者選定を行い、平成28年度に支出しているもの
- (2) 平成27年度以前にプロポーザル方式により事業者選定を行い、以後、業者指定による随意契約等により平成28年度に支出しているもの

### 2 監査の対象外

- (1) 平成28年度にプロポーザル方式により事業者選定を行い、平成29年度以降に支出するもの
- (2) 指定管理者制度における事業者の選定

### 3 監査対象契約

「資料1 プロポーザル方式による契約一覧」(P.26)のとおり

#### **第4 監査の対象部局**

総合政策部、総務部、地域振興部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部、健康部、みどり土木部、都市計画部、教育委員会事務局

(注) 総合政策部には新宿自治創造研究所担当部を、総務部には危機管理担当部を、地域振興部には東京オリンピック・パラリンピック開催等担当部を、教育委員会事務局には中央図書館を含む。

#### **第5 監査の期間**

平成29年9月4日(月)から平成30年1月18日(木)まで

#### **第6 監査の方法**

各部局等に調査票及び関係書類の提出を求め、関係法令や区が定める手続等に照らし合わせ書面監査を行うとともに、関係職員への質問等により監査を行った。「別表 監査委員による質問実施状況」(P.25)参照

#### **第7 監査の着眼点**

主な着眼点は、次のとおりである。

- 1 対象業務の適用範囲は適切か。
- 2 実施体制は適切に整備されているか。
- 3 事業者の募集は適切に行われているか。
- 4 事業者の選定は適切に行われているか。
- 5 審査結果の公表は適切に行われているか。
- 6 契約の検証は適切に行われているか。

## Ⅱ 監査対象の状況

## II 監査対象の状況

### 第1 地方公共団体の契約

#### 1 契約の原則

地方公共団体における契約は、法第234条第1項において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条第2項において「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定められており、一般競争入札による契約を原則としている。

#### 2 契約の種類

##### (1) 一般競争入札

一般競争入札とは、地方公共団体が契約に関する公告を行い、不特定多数の者を入札に参加させ、競争の方法により、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法である。

##### (2) 指名競争入札

指名競争入札とは、地方公共団体が資力、信用その他について適当と認める特定多数の者を入札に参加させ、競争の方法により、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法である。

##### (3) 随意契約

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらず、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法であり、随意契約によることができる場合は、次表「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」に規定される場合に限定されている。

##### (4) せり売り

せり売りとは、地方公共団体が口頭で契約価格等について多数の希望者を競争させ、最も有利な価格を申し出た者との間に契約を締結する方法であり、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している場合にのみ行われる。

○随意契約によることができる場合

地方自治法施行令第167条の2第1項各号

法令	定義
第1号	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額（※）を超えないものとするとき。
第2号	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
第3号	障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約又はシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約をするとき。（要約）
第4号	新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者から物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。（要約）
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
第9号	落札者が契約を締結しないとき。

（※）新宿区契約事務規則第39条各号に定める金額

（随意契約によることができる場合の予定価格の額）

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

## 第2 プロポーザル方式による契約

### 1 法的根拠

プロポーザル方式による契約とは、高度な創造性及び専門的な技術を必要とする業務について、複数の事業者から企画提案を求め、その内容を審査し、最も優れた者と契約を締結するものであり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号を根拠とする随意契約である。

### 2 運用規程

プロポーザル方式の運用について、本区では、「プロポーザル方式の手順等について(平成13年5月15日付、総務部財務課長通知)」(以下「通知」という。)が各庶務担当課長宛てに発出されており、本通知に基づきプロポーザル方式による契約事務が執行されている。

「資料2 プロポーザル方式の手順等について」(P.31)参照

### 3 契約金額

平成28年度の全ての契約金額の合計は663億円余(A欄)であった。そのうち「国民健康保険及び介護保険特別会計における東京都国民健康保険団体連合会への保険給付費等の支払」は業者選定に裁量の余地がない随意契約であり、かつ、その金額は2契約だけで404億円余(B欄)に上るため、各契約区分の構成比を算出する上で、全体から除いて構成比の算出を行った。

その結果、契約金額の合計は258億円余(C欄)となり、そのうちプロポーザル方式による契約金額は32億円余で、合計に占める構成比は12.4%となった。

(平成28年度契約実績)

契約区分		件数	構成比	金額(円)	構成比
競争入札		633	3.0%	8,465,229,924	32.7%
随意契約		20,761	97.0%	17,394,255,136	67.3%
内訳	プロポーザル方式による契約	92	0.4%	3,201,465,598	12.4%
	その他随意契約	20,669	96.6%	14,192,789,538	54.9%
合計(C) = (A) - (B)		21,394	100%	25,859,485,060	100%
国民健康保険及び介護保険特別会計における保険給付費等支払額(B)(※2)		2		40,490,289,567	
総合計(A)		21,396		66,349,774,627	

(※1) 契約件数及び契約金額は契約管財課からの資料提供によるものである。ただし、プロポーザル方式による契約件数及び契約金額は、監査事務局で行った調査結果を集計したものである。

(※2) (B)欄の契約は、「診療報酬等の審査支払事務に関する委託」及び「介護給付費の審査支払及び保険者事務共同処理の事務に関する委託」である。

#### 4 契約の概況

調査票の集計結果に基づく契約の概況は、次のとおりである。

##### (1) 契約区分

- ・業務委託が 89 件（97%）であり、ほぼ全体を占めている。
- ・物品購入は 2 件であり、内訳は「永年勤続者感謝状贈呈用記念品の購入（勤続 25 年の職員等）」及び「永年勤続者感謝状贈呈用記念品の購入（定年退職職員等）」である。

(表 1)

項目	件数	構成比
工事及び製造	0 件	0%
物品購入	2 件	2%
業務委託	89 件	97%
賃貸借	0 件	0%
その他	1 件	1%
合計	92 件	100%

(※) 項目単位で四捨五入しているため構成比の合計が合わない場合がある。以下同様。

##### (2) 業務区分

- ・保育・児童指導業務が 20 件（22%）で最も多く、次に給食調理業務と計画策定・調査分析業務が、それぞれ 18 件（20%）であり、これら 3 分野の合計は 56 件（62%）で、全体の約 6 割を占めている。

(表 2)

項目	件数	構成比
保育・児童指導業務	20 件	22%
給食調理業務	18 件	20%
計画策定・調査分析業務	18 件	20%
映像・印刷物・記念品等の調達	9 件	10%
福祉・健康業務	7 件	8%
学習支援業務	7 件	8%
給付・徴収業務	4 件	4%
就労支援業務	3 件	3%
催事企画運営	2 件	2%
情報システムの構築	1 件	1%
その他	3 件	3%
合計	92 件	100%

### (3) 契約実績

- ・1,000万円以上～5,000万円未満の契約が38件(41%)で最も多い。
- ・1億円以上の契約は5件であり、内訳は「学校給食調理業務委託」3件、「新宿区立早稲田南町保育園分園運営業務委託」、「新宿区臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金事業業務委託」である。
- ・全契約の平均の契約金額は3,479万8,539円である。

(表3)

項目	件数	構成比
500万円未満	19件	21%
500万円以上～1,000万円未満	10件	11%
1,000万円以上～5,000万円未満	38件	41%
5,000万円以上～1億円未満	20件	22%
1億円以上	5件	5%
合計	92件	100%

(※)平成28年度契約実績による

### (4) 契約年数

- ・複数年度契約は、債務負担行為による「新宿区史(区成立70周年記念誌)作成業務委託」である。

(表4)

項目	件数	構成比
単年度契約	91件	99%
複数年度契約	1件	1%
合計	92件	100%

### (5) 契約更新

- ・契約年数は単年度が原則であるが、事業の安定性の観点から、当該年度の業務成績が良好な場合に随意契約により契約を更新するものが71件(77%)で、全体の約8割を占めている。

(表5)

項目	件数	構成比
契約の更新あり	71件	77%
契約の更新なし	21件	23%
合計	92件	100%

### 第3 プロポーザル方式による契約の実施状況

調査票の集計結果に基づく契約の実施状況は、次のとおりである。

#### 1 実施体制の整備

通知では、プロポーザル方式による契約を実施するため「実施要領」、「選定委員会実施要領」、「評価基準」の策定を義務付けているが、これらの調査結果は、以下のとおりである。

##### (1) 実施要領の策定

- ・全ての契約で策定されていた。

(表 6)

項目	件数	構成比
策定	92 件	100%
未策定	0 件	0%
合計	92 件	100%

##### (2) 選定委員会実施要領の策定

- ・全ての契約で策定されていた。

(表 7)

項目	件数	構成比
策定	92 件	100%
未策定	0 件	0%
合計	92 件	100%

##### (3) 評価基準の策定

- ・全ての契約で策定されていた。

(表 8)

項目	件数	構成比
策定	92 件	100%
未策定	0 件	0%
合計	92 件	100%

(4) 契約管財課への協議

- ・通知では、予定価格が新宿区契約事務規則第 39 条各号に定める金額(※)を超える場合には、総務部契約管財課長まで協議することとしているが、全ての契約で協議が行われており、協議漏れや協議不用な契約はなかった。

(表 9)

項目	件数	構成比
協議済み	92 件	100%
協議漏れ	0 件	0%
協議不要	0 件	0%
合計	92 件	100%

(※) 新宿区契約事務規則第 39 条各号に定める金額

(随意契約によることができるとする際の予定価格の額)

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

(5) 指名業者選定等委員会への付議

- ・通知では、予定価格が新宿区契約事務規則第 36 条の 2 第 1 項第 1 号に定める金額以上の場合（区長契約に該当する。）には、指名業者選定等委員会に付議することとしているが、付議が不要なものを除き、全ての契約で付議されていた。

(表 10)

項目	件数	構成比
付議済み	74 件	80%
付議漏れ	0 件	0%
付議不要	18 件	20%
合計	92 件	100%

## 2 事業者の募集

通知では、募集方法や事業者への周知等について定めているが、これらの調査結果は、以下のとおりである。

### (1) 募集方法

- ・通知では、事業者の募集方法を公募とするのか、又は指名とするのか、その選択基準が示されていないが、公募が77件(84%)、指名が15件(16%)であった。なお、公募と指名の相違点は、下表のとおりである。

(表 11)

項目	件数	構成比
公募	77 件	84%
指名	15 件	16%
合計	92 件	100%

#### ○公募と指名の相違点

項目	公募	指名
事業者決定までの期間	比較的長い	比較的短い
受注機会の平等性	確保される	確保されない
参加事業者数	見込みにくい	見込みやすい

### (2) 募集期間

- ・通知では、公募の場合、概ね1週間から10日(土日祝祭日を含まず)程度を、最低限設定すべき募集期間としているが、10日未満で設定されている契約が1件(1%)あった。

(表 12)

項目	件数	構成比
1週間未満	0 件	0%
10日未満	1 件	1%
10日以上	50 件	65%
20日以上	26 件	34%
合計	77 件	100%

(※)公募77件の調査

### (3) 掲出媒体の種類

- ・通知では、公募の場合、次に掲げる掲出媒体のうち、2種類以上の媒体を組み合わせて掲出することとしているが、1種類しか掲出していない契約が5件(6%)あった。

○通知における掲出媒体（以下から2種類を選択）

- ・契約管財課のホームページ
- ・契約管財課掲示板
- ・事業課のホームページ
- ・事業課を含む関係施設の窓口配布
- ・区政情報課のホームページ
- ・広報紙
- ・その他必要とする媒体

(表 13)

項目	件数	構成比
1種類	5件	6%
2種類	20件	26%
3種類	34件	44%
4種類	17件	22%
5種類	1件	1%
合計	77件	100%

(※)公募77件の調査

### (4) 掲出媒体の活用状況

- ・また、公募の場合の各掲出媒体の活用状況を確認したところ、事業課のホームページの活用件数は公募77件中77件(100%)であった。一方、契約管財課のホームページの活用件数は公募77件中43件(56%)であり、全体的にも各掲出媒体の活用頻度にばらつきが見られた。

(表 14)

項目	活用件数	活用頻度
広報紙	29件	38%
事業課を含む関係施設の窓口配布	24件	31%
契約管財課掲示板	13件	17%
区政情報課のホームページ	34件	44%
事業課のホームページ	77件	100%
契約管財課のホームページ	43件	56%
その他必要とする媒体	0件	0%

(※)公募77件の調査

(5) 予定価格等の公表

- ・通知では、予定価格や参考価格等の公表について定めはないが、これらを非公表としているものが4件(4%)あった。

(表 15)

項目	件数	構成比
公表	88件	96%
非公表	4件	4%
合計	92件	100%

(6) 評価基準等の公表

- ・通知では、評価基準等の公表について定めはないが、「評価項目」、「評価基準」、「配点」の全てを公表しているものは8件(9%)あった。

(表 16)

項目	件数	構成比
評価項目のみ公表	42件	46%
評価項目及び評価基準を公表	42件	46%
評価項目・評価基準・配点の全てを公表	8件	9%
合計	92件	100%

(7) 参加事業者数

- ・参加事業者数について、1者のみの提案となっているものは、公募では13件(17%)、指名では1件(7%)あった。

(表 17)

項目	公募の場合		指名の場合	
	件数	構成比	件数	構成比
1者のみ	13件	17%	1件	7%
2者～5者	32件	42%	12件	80%
6者～10者	18件	23%	2件	13%
11者～15者	8件	10%	0件	0%
16者～20者	0件	0%	0件	0%
21者～26者	6件	8%	0件	0%
合計	77件	100%	15件	100%

(※)本調査は、当初の参加事業者数から辞退者を除いた、審査前の参加事業者数である。

(8) 1者提案の要因

- ・1者のみの提案となった14件の契約のうち、その要因について回答を求めたところ、問題はなかったが結果1者となったという回答が半数を占めていた。

(表 18)

項目	件数	構成比
予定価格に問題があった	1件	7%
資格要件に問題があった	0件	0%
周知方法に問題があった	0件	0%
公募期間に問題があった	0件	0%
業務の担い手不足	4件	29%
問題はなかったが結果1者となった	7件	50%
その他	2件	14%
合計	14件	100%

3 事業者の選定

通知では、事業者の選定における評価方法や選定委員会について定めているが、これらの調査結果は、以下のとおりである。

(1) 通知における評価方法

- ・通知では、以下の2種類の評価方法を示している。
- ・第1の評価方法は、応募者からの提案について価格を考慮せず、非価格的要素のみで審査を行い、一定水準に達している提案の中から、最も低い価格を提案した者を最適業者とする方法である。(以後、この方式を「非価格的要素事前審査方式」という。)
- ・第2の評価方法は、価格を非価格的要素である技術点で除し、技術点1点当たりの価格を算出し、このコストパフォーマンスが最も優れた者を最適業者とする方法である。(以後、この方式を「除算方式」という。)

(2) 調査の結果

- ・通知に定める「非価格的要素事前審査方式」は92件中0件(0%)、「除算方式」は92件中6件(7%)であった。
- ・通知には定めはないが、価格と非価格的要素をそれぞれ点数化し、その合計点が最も高い提案をした者を最適業者とするものが92件中72件(78%)あった。(以後、この方式を「加算方式」という。)

- ・また、通知には定めはないが、価格を考慮せず非価格的要素のみを評価の対象としているものが2件（2%）あった。ただし、そのうち1件は、要綱に基づき所定の委託料を支出するため、価格を評価する余地のないものであった。
- ・その他の12件は、学校給食調理業務委託である。これは複数の学校に対して複数の受託者を同時に選定する場合があります。一定の基準を満たした事業者を複数選定した後、各事業者に対して学校ごとの見積価格を提示させ、その上で、成績評定やコストパフォーマンスなどを考慮し、学校ごとに事業者を決定するものであるため、その他に分類した。

(表 19)

項目	件数	構成比
非価格的要素事前審査方式	0件	0%
除算方式（価格／技術点）	6件	7%
加算方式（価格点＋技術点）	72件	78%
非価格的要素のみを評価	2件	2%
その他	12件	13%
合計	92件	100%

(3) 加算方式における価格点の割合

- ・加算方式では、価格点と技術点の割合を任意に設定できるため、最終選定段階における価格点の割合を契約ごとに算出した。
- ・加算方式のうち、価格点の割合が5%未満の契約は13件（18%）、5%以上～10%未満の契約は20件（28%）あった。また、これらを合計した価格点が10%未満の契約は72件中33件（46%）で約半数を占めていた。

(表 20)

項目	件数	構成比
5%未満	13件	18%
5%以上～10%未満	20件	28%
10%以上～15%未満	12件	17%
15%以上～20%未満	6件	8%
20%以上～25%未満	15件	21%
25%以上～30%未満	5件	7%
30%以上～35%未満	1件	1%
合計	72件	100%

(※)加算方式72件の調査

(4) 選定委員会の設置

- ・通知では、選定委員会実施要領により、選定委員会を設置することとしているが、全ての契約で選定委員会が設置されていた。

(表 21)

項目	件数	構成比
設置	92 件	100%
未設置	0 件	0%
合計	92 件	100%

(5) 選定委員会の委員数

- ・通知では、選定委員会の人数について定めはないが、委員数を 5 人としているものが 34 件 (37%) で最も多かった。

(表 22)

項目	件数	構成比
3 人	4 件	4%
4 人	5 件	5%
5 人	34 件	37%
6 人	22 件	24%
7 人	10 件	11%
8 人	2 件	2%
9 人	2 件	2%
10 人以上	13 件	14%
合計	92 件	100%

(6) 外部委員の有無

- ・通知では、外部委員の配置について定めはないが、外部委員を含む選定委員会は、約半数の 48 件 (52%) であった。

(表 23)

項目	件数	構成比
区職員のみ	44 件	48%
外部委員含む	48 件	52%
合計	92 件	100%

(7) 外部委員の配置

- ・外部委員を配置している場合、外部委員2人を配置している選定委員会  
が21件(23%)で最も多かった。

(表 24)

項目	件数	構成比
0人(外部委員の配置なし)	44件	48%
1人	10件	11%
2人	21件	23%
3人	8件	9%
4人	7件	8%
5人	1件	1%
6人	1件	1%
合計	92件	100%

(8) 外部委員の属性

- ・外部委員は合計で115人であったが、町会・商店会・PTA代表等の関  
係団体は44人(38%)、子ども園や学童クラブの保護者等である区民は  
43人(37%)であった。なお、その他は、区の非常勤職員等である。

(表 25)

項目	人数	構成比
学識経験者	18人	16%
関係団体	44人	38%
区民	43人	37%
その他	10人	9%
合計	115人	100%

#### 4 審査結果の公表

通知では、審査結果の通知については定めがあり、審査結果の公表については定めがないが、これらの調査結果は、以下のとおりである。

##### (1) 審査結果の通知

- ・通知では、採用・不採用にかかわらず全ての事業者に対して審査結果を通知することとしているが、全ての契約で応募事業者全員に審査結果の通知がなされていた。

(表 26)

項目	件数	構成比
応募事業者全員に通知	92 件	100%
採用事業者のみ通知	0 件	0%
不採用事業者のみ通知	0 件	0%
合計	92 件	100%

##### (2) 審査結果の公表

- ・通知では、審査結果を公表することについて定めはないが、公募により事業者を募集し、審査結果を公表しているものは 37 件(40%)であった。
- ・また、公募により事業者を募集しているが、応募事業者全員に別途通知しているなどの理由により、審査結果を非公表としているものは 40 件(43%)であった。
- ・最後に、指名により事業者を募集し、審査結果を非公表としているものは 15 件(16%)であった。

(表 27)

項目	件数	構成比
公募により募集し、審査結果を公表	37 件	40%
公募により募集し、審査結果を非公表	40 件	43%
指名により募集し、審査結果を非公表	15 件	16%
合計	92 件	100%

## 5 契約の検証

通知では、契約方式の見直しや履行状況の評価について定めはないが、これらの調査結果は、以下のとおりである。

### (1) 契約方式の見直し

- ・今回の監査の対象である 92 件の契約のうち、今後、プロポーザル方式から契約方式の見直しを予定しているとの回答を得た契約は、「新宿区心身障害者巡回入浴サービス事業業務委託」の 1 件であった。なお、本委託契約は、平成 29 年度から価格による競争入札に移行している。

(表 28)

項目	件数	構成比
見直しの予定あり	1 件	1%
見直しの予定なし	91 件	99%
合計	92 件	100%

### (2) 履行状況の評価

- ・今回の監査の対象では、71 件の契約が事業の安定性の観点から、業務成績の評価を行い、その結果が良好な場合に、翌年度も随意契約により契約を継続することを前提とした契約をしているが (P. 7、表 5 参照)、これらの契約については、通知には定めがないが、全ての契約で履行状況の評価を実施していた。
- ・なお、履行状況进行评估していないと回答した契約は 10 件であったが、これらの契約は、単年度で契約が終了するものであり、契約の成果物により履行状況が確認できるものであった。

(表 29)

項目	件数	構成比
評価している	82 件	89%
評価していない	10 件	11%
合計	92 件	100%

### Ⅲ 監査の結果

### Ⅲ 監査の結果

#### 第1 総括意見

地方公共団体の調達について定める地方自治法では、最も透明性・公平性等に優れた一般競争入札を原則としている。しかし、行政需要が多様化・複雑化し、質の高い行政運営が求められる中、価格のみによる競争では、結果として行政サービスの質の低下を招き、所期の目的が達成されない懸念もある。

そのため、業務の特性に応じて価格と品質が総合的に優れたものを調達する必要性が生じ、プロポーザル方式が活用されているところであるが、本方式は随意契約の一手法であるため、契約の透明性・公平性等の確保により一層努めなければならない。

そこで、本区では、契約事務の適正化を図るため、平成13年度にプロポーザル方式の取扱いについて全庁に通知文書を発出し、本通知に基づいて契約事務が執行され、各行政分野においてプロポーザル方式が活用されてきたところである。

今回の監査の結果、本通知の有用性及び各行政分野におけるプロポーザル方式による契約の必要性は認められたものの、統一的な運用がなされていない状況もあるなど課題も見られた。

以下、提出された関係書類及び事情聴取等から得た監査結果を、着眼点別に述べる。

#### 第2 着眼点別意見

##### 1 対象業務の適用範囲

###### (1) 対象業務の検証について

監査の対象である92件の契約について、評価基準書及び企画提案書等の内容を確認するとともに適宜ヒアリングを行い、プロポーザル方式による契約とする必要があるか否かを検証した。その結果、各契約において優れた企画提案書が提出されているなど、プロポーザル方式として実施する意義は認められた。引き続き適正な運用が図られるよう、区としても対象業務の検証に努められたい。

###### (2) 対象業務の明確化について

通知では、プロポーザル方式の対象業務について定めがないが、本方式は、競争入札を原則とする契約方式の例外であるため、その運用にあたっては、あらかじめ適用範囲を明確にしておくことが望ましい。なお、他の自治体では対象業務を類型化し、適用範囲を明確化している事例もあるため、区は、こうした事例も参考とし、対象業務の適用範囲を明確にされたい。

## 2 実施体制の整備

### (1) 要領等の標準例の整備について

通知では、「実施要領」、「選定委員会実施要領」の策定を義務付けており、これらは全ての契約で策定されていたが、各種要領の具体的な規定事項については、契約ごとに相違が見られた。また、各所管課からは、業務の円滑な実施のため各種要領の標準例の整備を求める意見等もあったため、区は、要領等の標準例の整備等を検討されたい。

### (2) 募集要項の適正な運用について

募集要項は、予定価格や評価基準等を事業者に提示する重要なものである。しかし、通知では、これらに関する規定がなく、調査の結果においても、募集要項で規定すべき評価基準等の公表状況に相違が見られた（P. 12、表 16 参照）。区は、募集要項で定めるべき事項を整理し、適正な運用が図られるよう検討されたい。

## 3 事業者の募集

### (1) 募集方法の明確化について

プロポーザル方式による契約は、広く事業者から優れた提案を受けることを目的としているため、公募により事業者を募集することが望ましい。しかし、通知では、募集方法について定めがなく、調査の結果においても、公募によるものが 92 件中 77 件（84%）、指名によるものが 15 件（16%）であり、募集方法に相違が見られた（P. 10、表 11 参照）。区は、例外的に指名により事業者を募集する場合には、その要件を明らかにされたい。

### (2) 周知方法の見直しについて

通知では、事業者を公募する際、7 種類の掲出媒体から 2 種類以上の媒体を組み合わせることで掲出することとしているが、この方法では統一的な周知は困難である。調査の結果においても、契約管財課のホームページに掲出しているものは、77 件中 43 件（56%）の約半数であり、統一的な周知の面から問題がある（P. 11、表 14 参照）。区は、特定のホームページに情報を集約するなど、事業者等が契約情報を容易に入手できるよう周知方法の見直しを検討されたい。

### (3) 予定価格等の公表について

通知では、予定価格や参考価格の公表について定めがない。調査の結果、予定価格等を非公表としていた事例が 92 件中 4 件（4%）あった（P. 12、表 15 参照）。区は、予定価格等の公表について、その是非や実施方法を検討されたい。

(4) 評価基準等の公表について

通知では、評価基準等の公表について定めがない。調査の結果、評価項目のみ公表し評価基準を明らかにしていないものが 92 件中 42 件 (46%)、配点も含めて全ての情報を公表しているものは 8 件 (9%) で公表状況に相違が見られた (P. 12、表 16 参照)。評価基準等の公表は、事業者の募集や選定過程において重要な役割を果たすものであることから、区は、評価基準等の公表について、その是非や実施方法を検討されたい。

(5) 1 者のみの提案について

調査の結果、公募の場合 77 件中 13 件 (17%) が 1 者のみの提案であり、少数とは言えない状況であった (P. 12、表 17 参照)。その要因には、参入障壁や周知方法等の様々な要因が考えられるが、プロポーザル方式が広く事業者に提案を求め、そのノウハウをいかすことを目的としている以上、区は、1 者のみの提案が常態化されないようその要因を分析し、適正な運用に努められたい。

## 4 事業者の選定

(1) 評価方法の見直しについて

通知では、評価方法として、「非価格的要素事前審査方式」及び「除算方式」を定めている。しかし、調査の結果、「非価格的要素事前審査方式」は 92 件中 0 件、「除算方式」は 6 件 (7%) しか採用されておらず、一方、通知で示されていない「加算方式」は 72 件 (78%) にも及んでいた (P. 14、表 19 参照)。区は、通知で定める評価方法と実際の評価方法に相違が生じていることから、通知で定める評価方法や運用等も含めて見直しを検討されたい。

(2) 価格点の割合の検証について

加算方式における価格点 (価格を点数化したもの) と技術点 (非価格的要素を点数化したもの) との割合を算出したところ、価格点の割合が 10% 未満の契約が 72 件中 33 件 (46%) で約半数を占め、価格点の割合が 5% 未満の契約は 13 件 (18%) であった (P. 14、表 20 参照)。価格点と技術点の割合に絶対的な解はないが、プロポーザル方式 (随意契約) は、一般競争入札 (価格競争の原則) の例外である以上、区は、現状の価格点の割合について十分な検証を行われたい。

(3) 外部委員の活用について

調査の結果、選定委員会に外部委員を含んでいる委員会は 92 件中 48 件 (52%) あった (P. 15、表 23 参照)。また、外部委員の属性では、115 人中、区民が 43 人 (37%)、関係団体が 44 人 (38%) であり (P. 16、表 25 参照)、

区民や地域の関係団体が事業者選定に参加していることが分かった。こうした区民等の参画は、サービスの受け手が提案内容を評価するものであり、区民サービスの向上に資するものと思われるため、区民サービスに直結するような業務委託では、外部委員の積極的な活用を検討されたい。

## 5 審査結果の公表

通知では、審査結果をホームページ等に公表することについて定めがない。調査の結果、公募によるもののうち、審査結果を公表しているものが37件、非公表としているものが40件であった（P.17、表27参照）。審査結果を一般的に公表することは、契約の透明性・公平性等の確保を図り、区民からの信頼に資するものであるため、区は、審査結果の公表のあり方について検討されたい。

## 6 契約の検証

調査の結果、事業の安定性の観点から、当該年度の業務成績が良好な場合、随意契約により契約を更新するものが92件中71件あった（P.7、表5参照）。契約の更新であっても、随意契約である以上、適正な運用が求められるが、通知ではこれに関して定めがないため、区は契約の更新が可能な場合について、一定のルールを定めるなど適正な運用に努められたい。

### 第3 今後に向けて

本区におけるプロポーザル方式による契約は、行政計画の策定から給食調理業務委託に至るまで幅広い分野で採用されており、区の行政サービスの一翼を担っている。また、多様化・複雑化する行政需要や外部委託の進展等に伴い、その必要性はこれからも増していくものと思われる。

このような状況の中、区は、契約の透明性・公平性等の確保の観点から、監査結果も踏まえ、現在の運用規程を見直すとともに、プロポーザル方式が持つ強みを十分にいかすことで、契約事務の適正な執行と良質な行政サービスの提供に努められたい。

## 資料等

別表 監査委員による質問実施状況

実施日	対象	対象課
平成 29 年 12 月 15 日	プロポーザル方式による契約について	総務部契約管財課

## プロポーザル方式による契約一覧

NO.	部名	契約件名
1	総合政策部	新宿区総合計画の策定に関する業務委託
2	総務部	新宿区史（区成立70周年記念誌）作成業務委託
3	総務部	新宿区年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）事業業務委託
4	総務部	新宿区臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）事業業務委託
5	総務部	永年勤続者感謝状贈呈用記念品の購入（勤続25年の職員等）
6	総務部	永年勤続者感謝状贈呈用記念品の購入（定年退職職員等）
7	総務部	人材育成センター事業に係る人材育成アドバイザー業務委託
8	総務部	納税催告センター運營業務委託
9	総務部	新宿区安全安心パトロール隊業務委託
10	地域振興部	新宿ニュース・生活情報紙・外国語ホームページ作成等業務委託
11	文化観光産業部	一般国道20号高架下文化観光情報発信拠点整備・活用事業に基づく観光案内所及び周囲壁建設工事の施行に関する協定
12	文化観光産業部	「ふれあいフェスタ2016」の催事委託
13	文化観光産業部	新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査業務委託
14	文化観光産業部	新宿ものづくり産業発信動画制作業務委託
15	文化観光産業部	新宿ビズタウンネット業務委託
16	文化観光産業部	商店街情報誌の発行委託
17	文化観光産業部	U29就職マッチング支援事業業務委託
18	文化観光産業部	働きたい職場づくり応援事業業務委託
19	福祉部	新宿区心身障害者巡回入浴サービス事業業務委託
20	福祉部	新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する調査等業務委託
21	福祉部	敬老会演芸等運営委託

## プロポーザル方式による契約一覧

NO.	部名	契約件名
22	福祉部	高齢者配食サービス業務委託
23	福祉部	情報紙訪問配布事業管理システムの開発に係る業務委託
24	福祉部	新宿区高齢者総合相談センター外部評価事業業務委託
25	福祉部	平成28年度新宿区介護保険サービス事業所対象研修事業業務委託
26	福祉部	生活困窮世帯の中学生等に対する学習支援事業業務委託
27	福祉部	生活保護受給者就労準備支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託
28	福祉部	宿泊所等入所者相談援助事業業務委託
29	子ども家庭部	新宿区子育て情報ガイド作成業務委託
30	子ども家庭部	新宿区立早稲田南町保育園分園運営業務委託
31	子ども家庭部	新宿区立あいじつ子ども園給食調理業務委託
32	子ども家庭部	新宿区立柏木子ども園給食調理業務委託
33	子ども家庭部	新宿区立おちごなかい子ども園給食調理業務委託
34	子ども家庭部	新宿区立四谷子ども園給食調理業務委託
35	子ども家庭部	新宿区立大木戸子ども園給食調理業務委託
36	子ども家庭部	新宿区立西新宿子ども園給食調理業務委託
37	子ども家庭部	新宿区保育ルーム事業業務委託（えどがわ園）
38	子ども家庭部	新宿区保育ルーム事業業務委託（おちにすくすく園）
39	子ども家庭部	新宿区保育ルーム事業業務委託（つるまき園）
40	子ども家庭部	新宿区保育ルーム事業業務委託（早稲田）
41	子ども家庭部	新宿区保育ルーム事業業務委託（べんてん）
42	子ども家庭部	保育園及び子ども園における保育士派遣（Aグループ）
43	子ども家庭部	保育園及び子ども園における保育士派遣（Bグループ）

## プロポーザル方式による契約一覧

NO.	部名	契約件名
44	子ども家庭部	男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査アンケート業務委託
45	子ども家庭部	児童指導業務等委託（戸山小学校内学童クラブ）
46	子ども家庭部	児童指導業務等委託（西落合学童クラブ）
47	子ども家庭部	児童指導業務等委託（落合第一小学校内学童クラブ）
48	子ども家庭部	児童指導業務等委託（信濃町学童クラブ・四谷第六小学校内学童クラブ）
49	子ども家庭部	児童指導業務等委託（榎町学童クラブ）
50	子ども家庭部	児童指導業務等委託（北新宿第二学童クラブ）
51	子ども家庭部	児童指導業務等委託（薬王寺学童クラブ）
52	子ども家庭部	児童指導業務等委託（富久小学校内学童クラブ）
53	子ども家庭部	児童指導業務等委託（高田馬場第二学童クラブ・戸塚第二小学校内学童クラブ）
54	子ども家庭部	児童指導業務等委託（落合第四小学校内学童クラブ）
55	子ども家庭部	児童指導業務等委託（東戸山小学校内学童クラブ・大久保小学校内学童クラブ）
56	子ども家庭部	児童指導業務等委託（子ども総合センター内学童クラブ）
57	健康部	新宿区健康づくり区民意識調査業務委託
58	健康部	新宿区在宅医療・介護資源マップ作成等業務委託
59	健康部	平成28年度新宿区特定健康診査未受診者に対する電話勧奨等事業に係る業務委託
60	健康部	新宿区特定健康診査受診者に対する糖尿病重症化予防事業業務委託
61	健康部	新宿区特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨事業に係る業務委託
62	健康部	新宿区国保料電話催告センター電話催告業務委託
63	みどり土木部	新宿区自転車等に関する総合計画の策定のための調査等業務委託
64	都市計画部	平成28年度ユニバーサルデザインのまちづくり支援業務委託
65	都市計画部	新宿区都市マスタープラン（まちづくり長期計画の策定）に関する業務委託

## プロポーザル方式による契約一覧

NO.	部名	契約件名
66	都市計画部	新宿駅西口駅前地区外1地区まちづくり支援業務委託
67	都市計画部	環状第4号線沿道地区まちづくり支援業務委託
68	都市計画部	神楽坂地区まちづくり支援業務委託
69	都市計画部	中落合一丁目地区まちづくり支援業務委託
70	都市計画部	上落合地区まちづくり支援業務委託
71	都市計画部	高田馬場駅周辺地区まちづくり支援業務委託
72	都市計画部	信濃町駅周辺地区まちづくり支援業務委託
73	都市計画部	新宿区マンション実態調査委託
74	教育委員会事務局	新宿区学力定着度調査業務委託
75	教育委員会事務局	新宿区立学校ICT支援業務委託
76	教育委員会事務局	外国籍等の中学生に対する進学支援業務委託
77	教育委員会事務局	英語キャンプ運営業務委託
78	教育委員会事務局	新宿区立学校図書館支援業務委託
79	教育委員会事務局	小学校外国人英語指導業務委託
80	教育委員会事務局	中学校外国人英語指導業務委託
81	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（牛込仲之小学校外5校）
82	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（西新宿小学校）
83	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（四谷小学校外2校）
84	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（江戸川小学校）
85	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（市谷小学校外1校）
86	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（落合第二小学校）
87	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（四谷第六小学校外3校）

## プロポーザル方式による契約一覧

NO.	部名	契約件名
88	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（津久戸小学校外8校）
89	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（鶴巻小学校外3校）
90	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（落合第三小学校外2校）
91	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（愛日小学校外4校）
92	教育委員会事務局	新宿区立学校給食調理業務委託（新宿養護学校）

平成 13 年 5 月 15 日  
13 新総財第 186 号

各部・所 庶務担当課長 殿

総務部財務課長  
(公印省略)

プロポーザル方式の手順等について

近年、業者選定に際しプロポーザル方式を採用する事業課が増加しています。

このため、プロポーザル方式について区として一定の手順やルールを整理しておくことが必要です。

契約担当課として、下記によりプロポーザル方式にかかる手順等を定めたので、基本的には今後これにより取り扱われるよう願います。なお、本通知では専らソフト業務に係る事業を対象としておりますので、ご注意ください。

記

I. 定義

技術的に高度又は個性を重視する業務を発注する場合で、その性質又は目的が競争入札に適さない契約を行う場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）に、競争入札ではなく、複数の者から業務に対する考え方等を提案させ、区にとって一番有利な提案をした者を選定する方法をプロポーザル方式という。

なお、プロポーザルは随意契約として地方自治法上位置付けられるものであり、競争入札を執行するにあたりその価格及びその他の条件が区にとって最も有利な者を落札者とすることができる総合評価方式とは異なる。

II. 実施手順

1 主管課内部での手順

(1) 方針の明確化

プロポーザル方式は、1 で示した通り、その性質又は目的が競争入札に適さない契約を行う場合に採用する一方式であることから、採用に当たっては、「なぜ、プロポーザル方式とするのか、それが当該事業の業者選定に際して最もふさわしい方式なのか」等々について主管課で十分検討し、方針や目的を明確化した上で決定する。

(2) 応募方法の決定

参加業者を公募するのか、指名するのかについて決定する。

(3) 実施要領等の策定

① 「実施要領」の策定

要領には、件名、プロポーザルの内容、応募資格、企画の条件、企画提案書の仕様・部数、応募手続、応募期間、審査体制（企画の選定）、その他プロポーザル方式の実施にあたり必要と思われる事項を定める。

② 「選定委員会実施要領」の策定

要領には、選定委員会の設置目的、選定会の構成員、選定方法等を定める。

③ 「評価基準」の策定

評価基準には、選定委員会での選定に使用する評価項目、評価事項、評価点及び採点表等を定める。

[留意点]

評価基準を含め、実施要領等については、情報公開にも耐えうる水準での策定が必要である。

(4) 評価方法

評価は、基本的には2段階で行うものとする。

第1段階：応募者の企画提案が、主管課が求める一定の水準に達しているかどうかを評価する。(この段階では、価格的要素は判断要素としない。)

第2段階：第1段階をクリアした一定水準以上の企画提案については、主に価格的要素から評価する。基本的には、当該提案者のうち、最も低い価格を見積った者を最適業者とする。

なお、例えば、当該業者の見積金額を第1段階での評価点で除し評価点1点当たりのコストパフォーマンスを算出し、最も優れた者を最適業者とする方法もあるので、実態にあったやり方で評価を行うものとする。

《例》 第1段階のクリアー水準：評価点85点以上

	見積金額 ①	評価点 ②	コストパフォーマンス ①/②
A社	180万円	86点	20,930円
B社	200万円	92点	21,739円
C社	183万円	89点	20,562円

⇒ コストパフォーマンスではC社が最も優れている。

2 総務部との手続き（協議）

(1) 契約予定価格での区分け

- ① 予定価格が、新宿区契約事務規則（以下、「規則」という。）第39条各号に定める金額を超える場合には、総務部財務課長まで協議を行うこと。
- ② 予定価格が、規則第36条の2第1項第1号に定める金額以上の場合（区長契約に該当する。）は、指名業者選定委員会に付議すること。

(2) プロポーザル参加業者での区分け

- ① プロポーザル参加業者を指名する場合  
予定価格が、規則第39条に定める金額を超える場合には、総務部財務課長宛に、プロポーザル方式に参加させる業者の選定依頼を行うこと。
- ② プロポーザル参加業者を公募する場合  
ア 予定価格が、規則第39条各号に定める金額を超える場合には、総務部財務課長まで協議を行うこと。  
イ 予定価格が、規則第36条の2第1項第1号に定める金額以上の場合（区長契約に該当する。）は、指名業者選定委員会に付議すること。

[留意点]

総務部財務課長への協議及び指名業者選定委員会への付議に当たっては、実施要領、選定委員会実施要領及び評価基準を添付すること。これにより、プロポーザル方式や公募方式の適格性を検証・確認することとする。

### 3 業者への周知等

基本的には、実施要領に基づき行う。

#### (1) 指名によるプロポーザル実施の場合

財務課は選定した業者を主管課に通知する。主管課は当該通知に基づき、業者へ指名連絡を行う。

#### (2) 公募によるプロポーザル実施の場合

##### ① 募集要領の掲出

ア 契約案件が、規則第 39 条各号に定める金額を超える場合  
総務部財務課長との協議が整い次第、速やかに行う。

イ 契約案件が、規則第 36 条の 2 第 1 項第 1 号に定める金額以上の場合  
財務課からの指名業者選定委員会付議結果通知を受け次第、速やかに行う。

##### ② 募集期間

募集案件により適度に設定すべきであるが、公募という趣旨から概ね 1 週間から 10 日（土日祝祭日を含まず）程度は最低限設定すべきである

##### ③ 募集要項の掲出媒体

次に掲げる媒体のうち 2 以上の媒体を組み合わせることを。

ア 広報紙（広報課のホームページを含む。）

イ 事業課を含む関係施設の窓口配布（事業課のホームページを含む。）

ウ 財務課掲示板（財務課のホームページを含む。）

エ その他必要とする媒体

### 4 応募者の審査、選定等

選定委員会実施要領及び評価基準に基づき、応募者からの提案について、選定委員による評価を行い、最適業者の選定を行う。

### 5 審査結果の通知

選定会終了後、速やかに応募者へ採用・不採用の通知を行う。

ただし、指名業者選定委員会に付議した案件については、選定会終了後、直ちに業者指定理由書を添付して契約締結依頼を行い、指名業者選定委員会の了承を受けてから、応募者へ採用・不採用の通知を行うものとする。

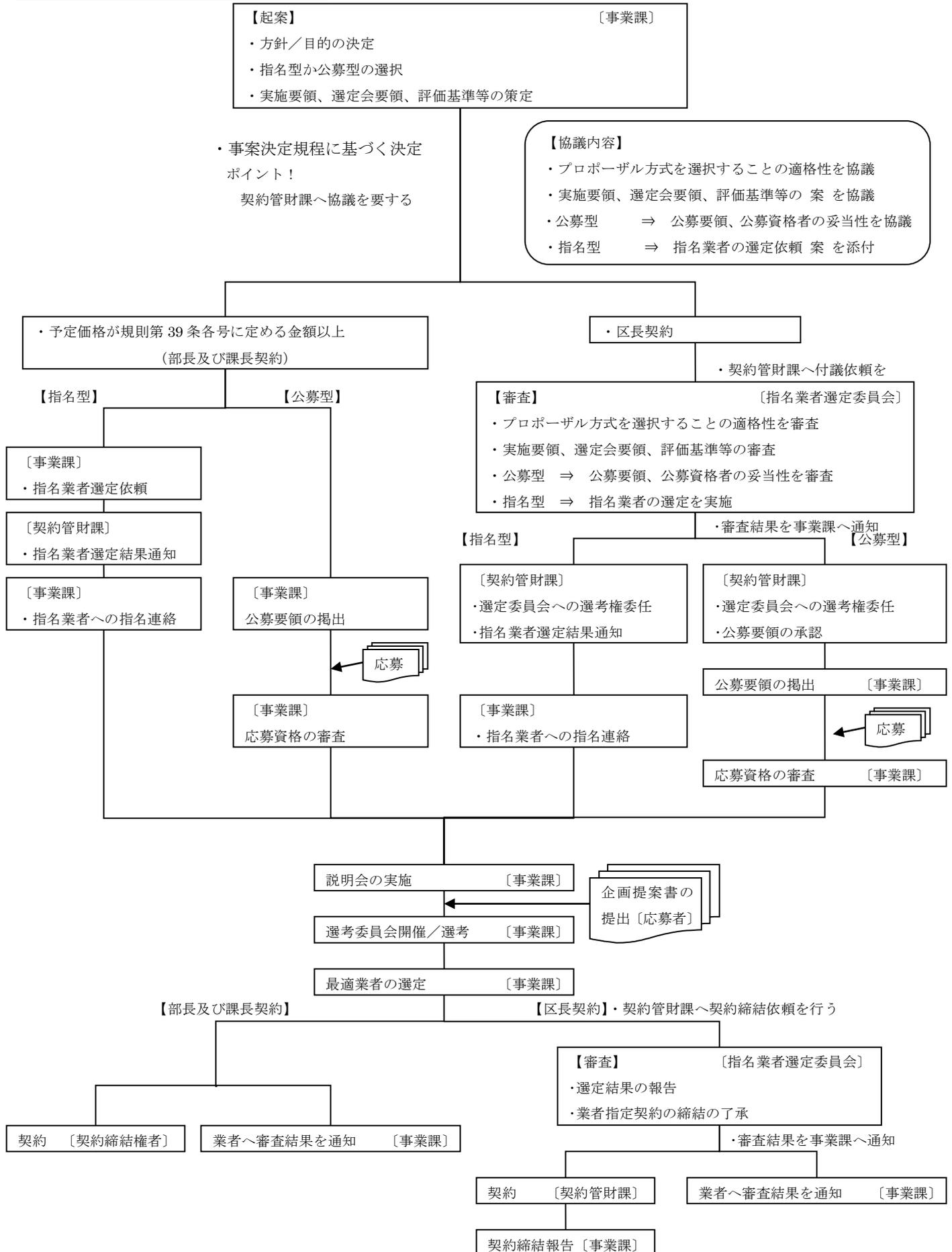
## III. 契約締結（随意契約）手続き

部（課）長契約案件の場合は各事業課が行い、区長契約案件の場合は、財務課契約係が行う。

## IV. 処理のフロー

別紙、フローチャートのとおり。

フ ロ ー チ ャ ー ト



印刷物作成番号  
2017-7-5101

平成29年度  
行政監査結果報告書

プロポーザル方式による契約について  
平成30年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1  
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤルイン)

この印刷物は、業者委託により300部印刷製本しています。その経費として、1部あたり224円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。